

令和3年1月14日

お客様各位

佐賀西信用組合

「未利用口座管理手数料の新設に伴う普通預金規定の改定」について

当組合では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年2月1日以降、新たに口座開設された普通預金口座に対して導入させていただくことと致しました。未利用口座管理手数料の新設に伴い、普通預金規定を改定いたします。

1. 対象となる預金規定等

- ・ 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

2. 規定適用開始時期

令和3年2月1日（月）

3. 主な改定内容

- （1）普通預金規定に「5.（手数料の取扱）」の条文を追加し、新設した「未利用口座管理手数料」について記載します。
- （2）今後の普通預金取引に係る手数料の改定もしくは新設された場合に対応できるように「その他手数料」について追記しました。

○改定後の預金規定は、以下の【参考】をご確認ください。

以上

【参考】

- ・ [普通預金規定（改定後）](#)
- ・ [普通預金規定（新旧対照表）](#)